

◎会議に関する規程の比較（※現行からの改正案）

三重県議会代表者会議規程	三重県議会各派世話人会規程	三重県議会全員協議会規程	三重県議会議案聴取会規程	三重県議会委員長会議規程	三重県議会広聴広報会議規程
<p>(目的趣旨) 第1条 この規程は、三重県議会会議規則(昭和31年三重県議会規則第1号)第103条第4項の規定に基づき、代表者会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的趣旨) 第1条 この規程は、三重県議会会議規則(昭和31年三重県議会規則第1号)第103条第4項の規定に基づき、各派世話人会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的趣旨) 第1条 この規程は、三重県議会会議規則(昭和31年三重県議会規則第1号)第103条第4項の規定に基づき、全員協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的趣旨) 第1条 この規程は、三重県議会会議規則(昭和31年三重県議会規則第1号)第103条第4項の規定に基づき、議案聴取会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的趣旨) 第1条 この規程は、三重県議会会議規則(昭和31年三重県議会規則第1号)第103条第4項の規定に基づき、委員長会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的趣旨) 第1条 この規程は、三重県議会基本条例(平成18年三重県条例第83号)第19条第2項及び三重県議会会議規則(昭和31年三重県議会規則第1号)第103条第4項の規定に基づき、広聴広報会議(以下「会議」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(協議事項) 第5条 代表者会議に諮る事項は、次のとおりとする。 (1) 議会の行事に関する事 項。 (2) 改選に伴う初議会の運営に関する事 項。 (3) 議長において会派間の意見の調整その他議会運営上必要と認める事 項。 (所掌事項) 第2条 代表者会議は、次の事項について協議又は調整を行う。 (1) 議会の行事に関する事 項。 (2) 一般選挙後の議会の運営に関する事 項。 (3) 議長が会派間の意見の調整その他議会運営上必要と認める事 項。</p>	<p>(協議事項) 第5条 各派世話会に諮る事項は、次のとおりとする。 一 一般選挙後の議会の役員 の選出に関する事 項。 二 一般選挙後の議会の運営に 関する事 項。 (所掌事項) 第2条 各派世話会は、次の事項について協議又は調整を行う。 (1) 一般選挙後の議会の役員 の選出に関する事 項。 (2) 一般選挙後の議会の運営 に関する事 項。</p>	<p>(所掌事項) 第2条 全員協議会は、県政の課題、議会の運営等に関し協議又は調整を行う。</p>	<p>(所掌事項) 第2条 議案聴取会は、議案等に関し提出者の説明を聴取して協議を行う。</p>	<p>(所掌事項) 第2条 委員長会議は、委員会の運営等に関し協議又は調整を行う。</p>	<p>第2条 (所掌事項) 広聴広報会議は、次の事項について協議又は調整を行うものとする。 (1) 議会の広聴広報計画に関する事項 (2) 議会の広報紙に関する事項 (3) 議会の電波広報に関する事項 (4) 議会の新聞広報に関する事項 (5) インターネットを活用した議会の広聴広報に関する事項 (6) 議会に対する県民の意見及び提案に関する事項 (7) その他前各号に掲げるもののほか、議会の広聴広報に関する事項</p>

三重県議会代表者会議規程	三重県議会各派世話人会規程	三重県議会全員協議会規程	三重県議会議案聴取会規程	三重県議会委員長会議規程	三重県議会広聴広報会議規程
<p>(構成)</p> <p>第23条 代表者会議は、議長、副議長及び5名人以上の所属議員を有する会派が、その所属議員のうちから選出する代表者をもって構成する。各会派が選出する代表者の数は、会派の所属議員数の比率を基準とする。</p> <p>2 4名以下の所属議員を有する所属議員が5人に満たない会派のうち2名人以上の所属議員を有する少数会派は、前項の規定にかかわらず、代表者会議の同意を得て1名人の代表者を選出することができる。</p>	<p>(構成)</p> <p>第23条 各派世話人会は、5名人以上の所属議員を有する会派が、その所属議員のうちから選出する世話人をもって構成する。各会派が選出する世話人の数は、会派の所属議員数の比率を基準とする。</p> <p>2 4名以下の所属議員を有する所属議員が5人に満たない会派のうち2名人以上の所属議員を有する少数会派は、前項の規定にかかわらず、各派世話人会の同意を得て1名人の世話人を選出することができる。</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 全員協議会は、議員の全員をもって構成する。</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 議案聴取会は、議員の全員をもって構成する。</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 委員長会議は、議長及び副議長並びに常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長をもって構成する。</p>	<p>(組織構成)</p> <p>第23条 会議は、委員11人以内で組織する。</p> <p>広聴広報会議は、副議長及び会派がその所属議員のうちから選出する議員（以下「委員」という。）をもって構成する。</p> <p>2 委員の数は、11人以内とする。</p>
					<p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、副議長及び会派から選出される議員をもって構成する。</p> <p>→ 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選出されるまで在任する。</p> <p>→ 2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
					<p>(座長)</p> <p>第5条 広聴広報会議に、座長を置く。</p> <p>2 座長は、副議長をもって充てる。</p> <p>3 座長は、会務を総理し、広聴広報会議を代表する。</p> <p>→第6条第1項へ</p> <p>4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>→第6条第2項へ</p>

三重県議会代表者会議規程	三重県議会各派世話人会規程	三重県議会全員協議会規程	三重県議会議案聴取会規程	三重県議会委員長会議規程	三重県議会広聴広報会議規程
<p>(会議)</p> <p>第4条 議長は代表者会議を代表者会議は、議長が招集し、その議長が招集し、その会議を主宰する。</p> <p>2 議長に事故があるときは、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 各派世話人会の座長は、各派世話人会において世話人が互選するに座長を置き、世話人の互選により選出する。各派世話人会は、座長が招集し、会務を総理会議を主宰する。ただし、座長が選任選出されるまでの間は、事務局長がその座長の職務を行う。</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 全員協議会は、議長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>2 議長に事故があるときは、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。</p> <p>3 全員協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 議案聴取会は、議長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>2 議長に事故があるときは、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。</p> <p>3 議案聴取会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 委員長会議は、議長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>2 議長に事故があるときは、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。</p> <p>3 委員長会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 広聴広報会議は、座長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>2 会議は、原則として公開する。座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が座長の職務を行う。</p> <p>3 広聴広報会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。</p> <p>5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p style="text-align: right;">→第7条へ</p>
<p>(届出)</p> <p>第35条 会派が代表者を選出し、又は変更したときは、これを議長に届け出なければならない。</p>	<p>(届出)</p> <p>第35条 会派が世話人を選出し、又は変更したときは、これを座長に届け出なければならない。ただし、座長が選任選出されるまでの間は、事務局長に届け出るものとする。</p>				
				<p>(副委員長の出席)</p> <p>第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が会議に出席するものとする。</p>	
<p>(代理者の出席)</p> <p>第6条 代表者に事故があるときは、議長の許可を得て代理者を出席させることができる。</p>	<p>(代理者の出席)</p> <p>第6条 世話人に事故があるときは、座長の許可を得て代理者を出席させることができる。</p>				

三重県議会代表者会議規程	三重県議会各派世話人会規程	三重県議会全員協議会規程	三重県議会議案聴取会規程	三重県議会委員長会議規程	三重県議会広聴広報会議規程
(議会運営委員会委員長の出席) 第7条 議会運営委員会委員長は、代表者会議に出席するものとし、発言することができる。 2 議会運営委員長に事故があるとき、又は議会運営委員長が欠けたときは、議長の許可を得て議会運営副委員長を代理者として出席させることができる。					
(代表者以外の出席要求) 第8条 議長が必要と認めるときは、代表者説明のため構成員以外の者に対しての出席を求めることができる。		(出席要求) 第5条 議長が必要と認める場合には、説明のため議員以外の者の出席を求めることができる。	(出席要求) 第5条 議案聴取会においては、説明のため議案等の提出者その他執行機関の職員の出席を求めるものとする。	(出席要求) 第6条 議長が必要と認めるときは、説明のため構成員以外の者の出席を求めることができる。	(出席要求) 第7条 座長が必要と認めるときは、説明のため委員以外の者の出席を求めることができる。 (事務) 第7条 会議の事務は、議会事務局企画法務課において処理する。
(会議の公開) 第9条 代表者会議は、これを公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。	(会議の公開) 第7条 各派世話人は、これを公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。	(会議の公開) 第6条 全員協議会は、これを公開する。ただし、出席議員の半数以上の同意があったときは、これを公開しないことができる。	(会議の公開) 第6条 議案聴取会は、これを公開する。ただし、出席議員の半数以上の同意があったときは、これを公開しないことができる。	(会議の公開) 第6条 委員長会議は、これを公開する。ただし、出席者の半数以上の同意があったときは、これを公開しないことができる。	(会議の公開) 第8条 広聴広報会議は、これを公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。
(会議の傍聴) 第10条 代表者会議の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程(平成18年三重県議会訓令第7号)に準ずるものとする。	(会議の傍聴) 第8条 各派世話人の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程(平成18年三重県議会訓令第7号)に準ずるものとする。	(会議の傍聴) 第7条 全員協議会の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程(平成18年三重県議会訓令第7号)に準ずるものとする。	(会議の傍聴) 第7条 議案聴取会の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程(平成18年三重県議会訓令第7号)に準ずるものとする。	(会議の傍聴) 第7条 委員長会議の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程(平成18年三重県議会訓令第7号)に準ずるものとする。	(会議の傍聴) 第9条 広聴広報会議の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程(平成18年三重県議会訓令第7号)に準ずるものとする。
(記録) 第11条 議長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。	(記録) 第9条 座長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。	(記録) 第8条 議長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。	(記録) 第8条 議長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。	(記録) 第9条 議長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。	(記録) 第10条 座長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。
(雑則) 第12条 この規程に定めるもののほか、代表者会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。	(雑則) 第10条 この規程に定めるもののほか、各派世話人の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。	(雑則) 第9条 この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。	(雑則) 第9条 この規程に定めるもののほか、議案聴取会の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。	(雑則) 第10条 この規程に定めるもののほか、委員長会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。	(雑則) 第11条 この規程に定めるもののほか、広聴広報会議の運営等に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

